

(仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る計画段階環境配慮書
 審査会意見に対する事業者の見解

資料1-2

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
1	全体	工作物の供用について、建つ建物が決まらない状況でどう予測評価するのか。	予測の条件について、立地が想定される業種と敷地面積から各種原単位や既存事例を参考に最大限影響がありそうな条件を含む複数のケースを設定して予測を行うことで、感度分析を実施する方針です。
2	水環境	野川の一部改修について、上流で拡幅や河道掘削を行うことで下流のリスクを増大させることになる可能性があるので注意すること。	事業実施区域内からの雨水排水については必要な規模の洪水調整池を設置することで下流への影響を回避することとしています。上流における野川改修による影響については関係各課と協議を行い計画します。
3	水環境	地下水への影響の評価およびその回避をするためには、地下水の汲み上げ量の想定がポイントだと思うが、どのように実施する予定か。	立地業種、工場の規模により必要とする工業用水量が異なりますので、各種原単位や既存事例を参考に最大限影響がありそうな条件を含む複数のケースを設定して予測を行うことで、感度分析を実施する方針です。
4	水環境	事業対象区域に立地する工場の建設にあたり、基礎杭を多く打ち、地下水流動を妨げる可能性があるので配慮すること。	事業実施想定区域内における地下水の流動状況についてはボーリング調査を実施して把握する計画です。基礎杭による影響については調査結果を踏まえて検討・配慮します。
5	水環境	事業対象区域内のため池を涵養する流域があり、造成することによりそれがすべて地下水として事業対象区域内に流れ込む可能性があるが、これについてはどう対処する予定か。	一部区域外地盤高さが事業地より低くなる箇所があります。区域外の水については集水し別途水路及び管理通路を設け野川に放流いたします。
6	土壌環境	地盤の安定性が計画段階環境配慮事項として選定されていないが、法面の最大高さが25m程度とかなり高く、安定性について評価すべきと判断されたら評価すること。	方法書の地盤の安定性の項目で対象に選定し、準備書に検討結果を記載することとします。
7	土壌環境	谷埋め盛土の安定性、あるいは沈下問題に関して、必要であれば調査すること。	長大法面が発生するため、地質調査を行い、斜面の安定（円弧スベリ）について検討いたします。同様に沈下に対する検討も行ないます。
8	生態系	ため池の状況について、生物の生息状況、ため池の所有、現在の維持管理の状況等について調査願いたい。	ため池の生物の生息状況については方法書に調査内容を記載します。ため池の所有や維持管理の状況についての調査は地域概況または水象の項での記載を検討します。

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
9	景観	事業対象地は国道307号線に面するが、国道沿いは滋賀県景観計画において「沿道景観形成地区」に指定されている。同地区の基本方針として「既存の樹林、水面、農耕地等の自然的景観の保全や新たな緑の造成を行うものとし、建築物や工作物についても周辺景観に調和するよう配慮する」「神社・仏閣や由緒ある史跡、社寺の境内林等落ち着いた歴史的景観を呈しているところにあつては、これらの景観を特徴づけている建築物や樹木等の保全を図るとともに、これら歴史的文化遺産の観光資源としての活用等にも配慮した沿道景観形成を図る」とあるため、まずは当該計画を踏まえた計画とすることを明記すべきである。	造成事業の緑化計画において、景観形成に配慮した計画とする旨、明記します。また立地企業の誘致に当たって建物の意匠や場内緑化において景観形成に配慮する必要がある旨を説明することとします。
10	景観	表4-1-25に挙げられている「事業実施想定区域周辺の景観資源」はどれも自然的要素であるが、事業区域周辺の文化的要素、例えば寺社・仏閣や近隣の歴史ある集落、あるいは市民の憩いの場となっている公園なども、景観資源として取り上げ、調査の対象とすべきである。	ご指摘を踏まえ、方法書の景観調査内容に寺社・仏閣や近隣の歴史ある集落、あるいは市民の憩いの場となっている公園なども含めます。
11	人と自然との 触れ合いの活動の場	生き物も生息しており、水環境への影響、生態系への影響というものを含め、その影響をできる限り回避する、最小化する、軽減する計画の進め方、代償措置としての計画というものを進めていってほしい。	事業の性質上、現在生息している生物や水環境へ影響を及ぼすことは避けられないと考えられますので、現地調査結果を踏まえて影響をできる限り回避する、最小化する、軽減する事業計画を検討し、やむを得ない場合は代償措置を計画するという方針で進めて参ります。なお、現在の生物の状況が的確に把握できるよう、方法書において調査内容を検討・記載するとともに、現況調査の結果および影響の予測・評価結果ならびに保全措置としての事業内容の検討結果については準備書に記載します。
12	伝承文化	主要な文化財や伝承文化の場から事業計画地が直接的に視認できなくとも、道路の交通量増加等でこれらの景観要素に影響を与える可能性が考えられるため、その影響についての評価の対象とすべきではないか。	交通量の増加については大気質および騒音・振動の項で検討する方針ですが、主要な文化財や伝承文化の場へ影響を与える可能性についても検討する旨、方法書に記載することとします。

(仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る計画段階環境配慮書
日野町長意見に対する事業者の見解

資料 1 - 3

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
1	全体	本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮すること。また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行うこと。	本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮いたします。また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行い、造成工事に係る必要な許認可、同意は取得いたします。
2	水質・地下水	造成による土地の改変により、降雨等による濁水が事業実施区域内にあるため池や河川に流入する可能性があり、下流地域の農業や漁業、ため池に生息する希少動物等への重大な影響が懸念されることから、適切に調査を行ったうえで、予想および評価すること。また、その結果を踏まえて、影響の回避または低減を図ること。	降雨時の濁水流出について現地調査を実施し、影響の予測・評価を行う旨、方法書に記載します。予測評価の結果および影響の回避または低減のための措置については準備書に記載します。
3	水質・地下水	農業では濁水防止対策を推進している。また、事業実施区域内にある野川は水質調査を定期的実施しており、以前から関心の高い川である。このため、利用が予想される地下水と合わせて調査を行い、予測および評価すること。	地下水利用による野川への影響については、工場排水については下水道への放流を計画しているため影響は無いと考えておりますが、土地の改変による濁水流出や水量の低下等の影響が考えられますので現況調査を実施し予測・評価を行う旨、方法書に記載します。予測評価の結果および影響の回避または低減のための措置については準備書に記載します。
4	大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭	事業実施区域の南東側に特別養護老人ホームが隣接している他、2km圏内には環境保全配慮施設や住宅が数多く位置している。このため、工事中および供用時、大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査を行ったうえで、予測および評価すること。また、その結果を踏まえて、影響の回避または低減を図ること。	大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭について現地調査を実施し、工事中および供用時の影響の予測・評価を行う旨、方法書に記載します。予測評価の結果および影響の回避または低減のための措置については準備書に記載します。
5	動物・植物	生息を支える生物多様性の豊かさは重要であるが、重要な植物群落には、減少・消失が懸念されるものもある。このため、希少性が高く絶滅のおそれが懸念される動植物の調査は丁寧に実施すること。町内の野生植物を調査している団体があり、今後、事業実施区域内で希少種の確認調査が実施される予定である。この調査の結果も踏まえて、動植物への影響を予想および評価を行い、影響の回避または低減を図ること。	希少性が高く絶滅のおそれが懸念される動植物種を含めて現在の生物の状況が的確に把握できるよう、方法書において調査内容を検討・記載します。現況調査の結果および影響の予測・評価結果ならびに保全措置としての事業内容の検討結果については準備書に記載します。

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
6	交通量・渋滞・道路騒音・道路振動・大気汚染	<p>国道307号線は日野町の工業地帯を南北に走っており、通勤時間帯は特に交通量が多く、渋滞が発生している。</p> <p>本事業の工事および供用により、国道307号線および特別養護老人ホーム付近の道路交通量が増加する可能性があるため、道路交通に起因する騒音、振動および大気汚染による生活環境への重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、工業団地への進入道路を複数想定したうえで、交通量や渋滞を考慮して環境への影響を適切に予想および評価すること。また、その結果を踏まえて、影響の回避または低減を図ること。</p>	<p>国道307号および周辺道路における交通量の状況が的確に把握できるよう、方法書において調査内容を検討・記載します。現況調査の結果および複数の進入道路を想定した場合の渋滞を考慮した環境影響の予測・評価結果ならびに保全措置としての事業内容の検討結果については準備書に記載します。</p>
7	地域住民などへの事業周知	<p>地域住民や農業者に対しては、説明会を開催する等、積極的に情報提供することで、事業内容や今後の手続き等を周知し、理解を得ること。</p>	<p>条例の手続きに従い、地域住民や農業者に対する説明会を実施するとともに、積極的に情報提供することで事業内容や今後の手続き等を周知し、理解を得る努力をいたします。</p>

(仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る計画段階環境配慮書
滋賀県関係課意見に対する事業者の見解

資料 1 - 4

番号	担当所属		意見等の内容	事業者見解
	部	課		
1	琵琶湖環境部	下水道課	公共下水道への接続計画（計画汚水量、整備区域等）にあたっては日野町上下水道課と協議の上、業務を進めていただきますようお願いいたします。	公共下水道への接続計画（計画汚水量、整備区域等）にあたっては日野町上下水道課と十分協議し、業務を進めます。
2		森林政策課 森林保全課	開発予定区域は地域森林計画対象森林を含んでいますので、森林計画図に開発予定区域を明示し、森林政策課で確認して下さい。なお、森林計画図は県ホームページからダウンロードできます。 また、日野町森林整備計画対象森林を含んでいますので、日野町と協議して下さい。	開発予定区域は地域森林計画対象森林を含んでいますので、森林計画図に開発予定区域を明示し、森林政策課で確認し森林法に基づく手続きを行ないます。 また、日野町森林整備計画対象森林につきましては、整合を図る様日野町と協議します。
3			開発予定区域内の地域森林計画対象森林において、1haを超える開発行為を行う場合には、森林法第10条の2第1項の規定に基づく林地開発許可を受けてください。	開発予定区域内の地域森林計画対象森林において、1haを超えるため開発行為を行う場合には、森林法第10条の2第1項の規定に基づく林地開発許可を受けます。
4			地域社会にとって災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有する森林については、開発行為を極力避けることや開発面を可能な限り小さくすることを検討し、開発を行う場合にあっても、森林の機能を阻害しないよう十分留意して下さい。	地域社会にとって災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有する森林については、開発行為を極力避けることや開発面を可能な限り小さくすることを検討し、開発を行う場合にあっても、森林の機能を阻害しないよう十分留意し計画します。
5			事業計画策定の初期段階から地域住民等関係者に対し事業計画を周知し、事業実施にあたっては住民の生活に悪影響を及ぼさないよう十分配慮して下さい。	事業計画策定の初期段階から地域住民等関係者に対し事業計画説明会を実施することで周知し、事業実施にあたっては住民の生活に悪影響を及ぼさないよう十分配慮いたします。
6			開発予定区域内における治山施設および造林補助金の交付の有無について、滋賀県中部森林整備事務所と協議してください。	開発予定区域内における治山施設および造林補助金の交付の有無について、滋賀県中部森林整備事務所と協議、確認を行い適正に処理いたします。
7			自然環境保全課	計画の総面積が1ha以上となる土地の形質の変更の場合は、滋賀県自然環境保全条例第23条の規定に基づく自然環境保全協定の締結が必要となりますので当課と協議してください。協定締結にあたっては、事前に当該開発予定地域における自然環境調査（四季：1年間）を行う必要があります。
8		商工観光労働部 モノづくり振興課	鉱業法の規定による試掘権・採掘権の設定または設定許可申請がされている場合があるので、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会してください。 また、鉱区が設定されている場合は、権利者と調整をしてください。	鉱業法の規定による試掘権・採掘権の設定または設定許可申請の有無について、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会し確認します。 また、鉱区が設定されている場合は、権利者と調整いたします。

番号	担当所属		意見等の内容	事業者見解
	部	課		
9	農政水産部	水産課	<p>事業実施想定区域付近には日野川およびその支流があり、事業実施にあたっては、実施想定区域周辺のみでなく、その下流域を含めた漁場環境の保全および水産資源保護の観点から、汚濁水等を流出させないように万全の措置を講じてください。</p> <p>なお、日野川では追いさで網漁業等が許可されていること、日野川が流入する琵琶湖では、第二種共同漁業権に基づく小型定置網漁業や第一種共同漁業権に基づく貝びき網漁業のほか、刺網漁業、あゆ沖すくい網漁業等様々な漁業が営まれていることから、これらに悪影響を及ぼさないよう十分留意してください。</p> <p>また、現地調査のために魚類等水産動物の採捕が必要となる場合は、滋賀県漁業調整規則に基づく特別採捕許可が必要となる場合があるので、事前に農政水産部水産課に相談願います。</p>	<p>事業実施想定区域付近の日野川およびその支流に対し、事業実施にあたっては、実施想定区域周辺のみでなく、その下流域を含めた漁場環境の保全および水産資源保護の観点から、汚濁水等を流出させないようにちんの砂池等設置等万全の措置を講じます。</p> <p>なお、日野川及び日野川が流入する琵琶湖においては、各種の漁業権やさまざまな漁業等が営まれていることから、これらに悪影響を及ぼさないよう十分留意いたします。</p> <p>また、現地調査のために魚類等水産動物の採捕が必要となる場合は、事前に農政水産部水産課に相談し、必要に応じて滋賀県漁業調整規則に基づく特別採捕許可を得ます。</p>
10		耕地課	<p>要約書2. の(4)の③農業用水において、一級河川野川からの取水状況についての記載がある。</p> <p>当該開発区域より下流において、県営かんがい排水事業日野川地区の事業実施区域に農業用水を取水する施設(田口井堰)があることから、今後の環境評価においては水質の野川下流域への影響についても評価願いたい。</p>	<p>当該開発区域より下流において、県営かんがい排水事業日野川地区の事業実施区域に農業用水を取水する施設(田口井堰)があることから、今後の環境評価においては水質の野川下流域への影響についても評価いたします。</p>
11	土木交通部	道路課	<p>事業実施想定区域内に県管理道路はありませんが、工事用道路の設置等、事業の実施にあたり周辺の県管理道路について下記(2)の許認可や届出が必要となる場合があります。</p> <p>また想定区域に隣接する県管理道路において、改良計画を検討しており、今後の進捗によっては協議や調整等を要する場合がありますので、ご留意ください。</p>	<p>工事用道路の設置等、事業の実施にあたり周辺の県管理道路について貴課を含め、関係機関等十分協議いたします。</p> <p>また、県管理道路の拡幅計画については、関係機関とも十分調整し、計画致します。</p>
12		都市計画課	<p>市街化調整区域における事業計画については、日野町建設計画課と十分に調整をしてください。</p>	<p>市街化調整区域における事業計画については、日野町建設計画課と十分に調整いたします。</p>
13			<p>特定保留区域は、環境アセスメントの手続きが進み、事業の見通しが確実になった段階で、日野町、滋賀県および国で協議、調整を行い、解除する予定です。特定保留区域の解除のスケジュールについては、日野町建設計画課と十分に調整をしてください。</p>	<p>特定保留区域の解除のスケジュールについては、日野町建設計画課と十分に調整いたします。</p>
14			住宅課	<p>事業の実施にあたっては、都市計画および日野町のまちづくりと整合する必要がある。</p>
15		<p>大規模盛土造成地が、事業実施想定区域に隣接あるいは一部含まれていると思われるので、土地利用、造成にあたり十分注意する必要があります。</p>		<p>大規模盛土造成地については、地盤沈下や長大法面のスベリ等が懸念されるため、地質調査や物理試験を実施し、計画致します。</p>

番号	担当所属		意見等の内容	事業者見解
	部	課		
16	土木交通部	流域政策局	事業区域に一級河川野川の河川区域が含まれていますので、都市計画法第32条の規定に基づく協議（同意）が必要となる場合があります。（計画段階環境配慮書には、野川について「普通河川」と記載されていますが、一級河川の指定区域です。）	事業区域に一級河川野川の河川区域が含まれていますので、都市計画法第32条の規定に基づく協議（同意）が必要と認識いたしております。改修計画や用地処理について、関係機関等「十分協議し適切に処理します。
17			一級河川野川の河川区域内において、排水管等工作物を設置する場合は、東近江土木事務所管理調整課と協議の上、河川法第24条および第26条第1項の規定に基づく許可を得てください。	一級河川野川の河川区域内において、排水管等工作物を設置する場合は、東近江土木事務所管理調整課と協議の上、河川法第24条および第26条第1項の規定に基づく許可を得ます。
18			一級河川野川の河川区域内において、土地の掘削、盛土等の形状変更をする場合は、東近江土木事務所管理調整課と協議の上、河川法第27条第1項の規定に基づく許可を得てください。	一級河川野川の河川区域内において、土地の掘削、盛土等の形状変更をする場合は、東近江土木事務所管理調整課と協議の上、河川法第27条第1項の規定に基づく許可を得ます。
19			一級河川野川の河川保全区域内において、土地の掘削、盛土または切土その他土地の形状を変更する行為を行う場合、新たに工作物を設置する場合は、東近江土木事務所管理調整課と協議の上、河川法第55条第1項の規定に基づく許可を得てください。	一級河川野川の河川保全区域内において、土地の掘削、盛土または切土その他土地の形状を変更する行為を行う場合、新たに工作物を設置する場合は、東近江土木事務所管理調整課と協議の上、河川法第55条第1項の規定に基づく許可を得ます。
20			開発地の雨水流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月（滋賀県土木交通部河港課）」に基づき雨水排水計画を策定し、当局広域河川政策室と協議してください。	開発地の雨水流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月（滋賀県土木交通部河港課）」に基づき雨水排水計画を策定し、貴局広域河川政策室と協議します。
21	企業庁	施設整備課	給水計画については日野町上下水道課と協議されたい。	給水計画については日野町上下水道課と協議します。
22	教育委員会	文化財保護課	事業予定地には、周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しておりませんが、事業予定地が広域のため、不時発見等のおそれがあります。つきましては埋蔵文化財の取り扱いについて、事前に日野町教育委員会 生涯学習課と協議してください。	埋蔵文化財の取り扱いについては、事前に日野町教育委員会生涯学習課と協議し、指示を得ます。
23	県警本部	交通規制課	道路の新設、改築により周辺地域や関連道路における交通安全を確保するとともに、大気汚染、騒音等の交通障害を防止してください。	道路の新設、改築により周辺地域や関連道路における交通安全を確保するとともに、大気汚染、騒音等の交通障害を防止に努め計画します。